

今定例会で審議された条例の制定及び一部改正について、改正内容等その概要をここではお知らせします。

条例の一部改正等

町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

この条例は、国家公務員の給与が改正されたことに伴い、町長等の給与及び教育長の給与並びに

特別職の報酬等もこれに準じて改正されたものです。主な改正内容は別表のとおりで、改正規定中の一部を除き、公布の日から施行する月の翌日の初日から施行することとなっています。

町長等の給与の特例に関する条例の制定

この条例は、厳しい雇用・経済情勢であることから、前改正条例の月額からさらに別表のとおり、町長5%、助役3%、収入役2%及び教育長2%を減じるもので、平成15年4月1日から平成16年3月31日の一定期間で行われます。

報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定

この条例は、町長等の給与の特例に関する条例と同様で、前改正条例の月額からさらに別表のとおり、議員報酬2%を減じるもので、平成15年4月1日から平成16年3月31日の一定期間で行われます。提案は議員発議で行われました。

職員の給与に関する条例の一部改正

この条例は、国家公務員の給与が改正されたことに伴い、一般職の職員の給与もこれに準じて改正されたものです。主な改正内容は、行政職俸給表での平均改定率2%の減、扶養手当の改定、期末・勤続手当の改定(年間支給月数0.05月引下げ)等のための改正で、改正規定中の一部を除き、公布の日から施行することとなっています。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

この条例は、職員の給与に関する条例の一部改正と同様に所要の改正が行われたもので、改正内容及び公布・施行関係も同様となっています。

税条例の一部改正

この条例は、前納報奨金の制度についての改正で、個人町民税及び固定資産税の納期前納付の場

別表

町長等の給料の額及び議員報酬の額改定

1. 町長、助役、収入役及び教育長

(単位:円・%)

区分	現行	改定内容			
		給与改定分	改定率	特例条例分	減額率
町長	782,000	768,000	△1.8	729,600	△5.0
助役	618,000	606,000	△1.8	587,820	△3.0
収入役	583,000	572,000	△1.9	560,560	△2.0
教育長	583,000	572,000	△1.9	560,560	△2.0

※ 給与改定分とは、国家公務員の給与改定に伴い、町特別職報酬等審議会からの答申額で、特例条例分とは、町が独自に減額を定めた改定分です。

2. 議会議員

(単位:円・%)

区分	現行	改定内容			
		給与改定分	改定率	特例条例分	減額率
議長	313,600	308,000	△1.8	301,840	△2.0
副議長	258,100	253,400	△1.8	248,332	△2.0
委員長	245,500	241,200	△1.8	236,376	△2.0
議員	234,600	230,400	△1.8	225,792	△2.0

合、現行一律100分の1の交付から、交付限度額をそれぞれ10万円とする改正内容で、平成15年4月1日から施行することとなっています。

議会の議員の定数を定める条例の制定

この条例は、地方自治法が改正されたことに伴い、現行の議会議員の定数に関する条例を廃止して新たに制定したもので、議員の定数14人に変更はなく、平成15年1月1日から施行し、施行後の一般選挙から適用されます。提案は議員発議で行われました。

重度心身障害者医療費助成条例の一部改正

この条例は、健康保険法等の一部が改正されたことに伴い、字句の改正等がされたもので、公布の日から施行することとなっています。

中央地区簡易水道事業給水条例の一部改正

この条例は、水道法の一部が改正されたことに伴い、貯水槽水道の衛生管理等が定められたものです。主な改正内容は、町の責務として、貯水槽水道の設置者に対し指導、助言及び勧告を行うことができることや、設置者の責務として、貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、管理状況に関する検査を受けなければならないなどとなっています。平成15年4月1日から施行することとなっています。

簡易水道事業給水条例の一部改正

この条例は、中央地区簡易水道給水条例の一部改正と同様で、水道法の一部が改正されたことに伴い、貯水槽水道の衛生管理等が定められたものです。改正内容及び施行関係も同様となっています。



今定例会に提出された陳情書3件を審査し、いずれも採択としました。内容は次のとおりです。

「米政策見直し」の中止と転換を求める陳情書

要旨 農水省の研究会が発表した「米政策の見直しの方向」は、米の生産と流通をいっそう市場原理に委ね、国の責任を放棄し、国民の

主食である米をも「ビジネス」として大企業に明渡すものといわざるを得ないため。

理由 「米政策の見直し」を中止し、日本農業の大黒柱である米の

安定生産と、国民への安定供給を実現する方向に政策を抜本的に転換する必要があるため。

有害鳥獣(鹿)の駆除対策に関する要望書

要旨 上場・大平地区においては、土質や有利な気象条件を生かし、ジャガイモ、南高梅の栽培に取り組んでいるが、鹿による被害が多発し、生産意欲の減退が危惧されているため。

理由 近年、農作物への有害鳥獣の被害が激増している中で、当地区の現状は極めて深刻な状況にある。また、自然環境の変化も加わり、当地域のみならず町内の

全域に被害が発生しており、総合的な対策が必要であるため。

WTO農業交渉に関する陳情書

要旨 WTO農業交渉は、来年3月末のモダリティー確立に向けて山場を迎えている中、アメリカやオーストラリアを中心とする農産物輸出国グループは全ての関税を25%以下に削減し、輸入数量の大幅な拡大提案を行っているため。

理由 アメリカやオーストラリアの提案が確立されることになれば、わが国を含む全世界の家族農業は崩壊の危機に直面することから、(発議第13号で意見書を内閣総理大臣等に提出)